

2025 No.80

東北支部報



一般社団法人

日本補償コンサルタント協会東北支部

一般社団法人日本補償コンサルタント協会 倫 理 綱 領

一般社団法人日本補償コンサルタント協会は、公共事業の有する意義並びに地域社会及び個人に及ぼす影響の重要性に鑑み、会員がその専門的知識と経験を活用して、諸権利の調整並びに補償の適正な実現に資し、もって公共事業の円滑な推進と公共の福祉の増進に寄与することが補償コンサルタントとしての使命であり、常に倫理の高揚と使命の達成に努めるものであることを宣言し、ここに会員の総意に基づいて倫理綱領を定め、会員がこれを遵守して、良心に従い誠実に職務を遂行することを誓うものである。

1. 資質の向上と品位の保持

会員は、社会の進展と複雑多様化する補償業務に対処するため、常に知識技能を研鑽し、専門職業家としての資質の向上と、品位の保持に努め、社会的評価の向上を図らなければならない。

2. 公正の維持

会員は、補償コンサルタント業務の公正性に鑑み、常に厳正中立の立場に立って業務を行い、公正を欠くことのないよう特段の注意を払わなければならない。

3. 守秘業務

会員は、業務上知りえた秘密を他に洩らしてはならない。
ただし、依頼者から許されている事項についてはこの限りでない。

4. 不当競争の禁止

会員は、業務の受注にあたり、不当な競争をしてはならない。

5. 相互協力

会員は、業務の遂行にあたり、必要のあるときは、会員相互間の技術提携あるいは他の専門家の協力を求めるよう努めなければならない。

6. 法令等の遵守、名誉保持の義務

会員は、法令、本会の定款、規則、規定その他の定めを遵守し、直接であると間接であるとを問わず、自己又は他の会員若しくは協会の名誉又は信用を傷つけるような行為をしてはならない。

表紙写真説明

撮影場所 ひたかひぶせまつり 奥州市の日高火防祭について

日高火防祭は奥州市の旧水沢市街地で行われる火防祈願の祭りで、三百年を超える歴史を持ち岩手県指定無形民俗文化財に指定されています。開催日は毎年4月の最終土曜日と決まっています。

祭りの起源は諸説ありますが、伊達藩の水沢城主伊達宗景が江戸に滞在していた折、明暦の大火に遭遇し惨状を目の当たりにしたことで、水沢に戻った際、火防対策として民間消防隊を組織するとともに、日高神社で火防祈願の祭事を創めたのが祭りの起源とされています。

現在の祭り屋台は「囃子屋台」とも呼ばれ京都の祇園祭を模した絢爛豪華な屋台で、9町組の囃子屋台があります。各囃子屋台には笛、太鼓や三味線を奏でる演者が乗り、お囃子を観客に披露しながら市街地の中心部を練り歩きます。特に夜の囃子屋台はライトアップされ、稚児が奏でる太鼓の演奏に多くの観客を魅了しております。

(写真提供:公益財団法人 岩手県観光協会)

支部報 2025. NO 80

目 次

巻 頭 言	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心、豊かさを次代につなぐ県土づくり 福島県 土木部長 矢 澤 敏 幸 	1
第49回総会報告	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回通常総会報告 	2
補 償 事 例	<ul style="list-style-type: none"> ・フォトグラメトリを活用した工損事前調査の効率化事例 株式会社遠藤建築設計事務所 遠 藤 広 大 	3
受注業務等アンケート整備局意見交換会結果報告	<ul style="list-style-type: none"> ・受注業務等アンケート調査結果について 補償業務委員会 	16
随 想	<ul style="list-style-type: none"> ・日本人の主食は米である (株)福島調査設計 相 馬 一 夫 	25
会 員 紹 介	<ul style="list-style-type: none"> ・「会 員 紹 介」 株式会社アドテック 代表取締役 菅 原 修 	27
若手会員紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・補償の世界に飛びこんで 株式会社四門東北支店 黒 澤 佑 太 ・入社して11年目の歩み (株)水建技術 武 藤 每 希 	28
会 員 の 広 場	<ul style="list-style-type: none"> ・用地補償業務基礎研修（Ⅱ期）を受講して 株式会社東日本エンジニアリング 福 崎 成 美 ・用地補償業務基礎研修（Ⅱ期）を受講して (株)大和コンサルタント 葛 西 修 平 ・補償業務管理士（物件部門）取得までの道のり (株)田村測量設計事務所 烏 友 紀 ・補償業務管理士（機械工作物部門）に合格して エイト技術株式会社 大 村 俊 昭 ・補償業務管理士（営業・特殊補償部門）に合格して (株)都市整備 長谷部 仁 美 ・補償業務管理士（事業損失部門）に合格して (株)都市技術 吉 田 英 俊 ・7部門の挑戦を経て：補償業務管理士（補償関連部門）合格体験記 (株)土木技研 西 田 栄 和 	30
事 業 報 告 I	<ul style="list-style-type: none"> ・東北地方整備局との研修に関する座談会について ・仙台工科専門学校との意見交換会について ・東北地区用地対策連絡会へ要望書提出 	37
事 業 報 告 II	<ul style="list-style-type: none"> ・役員会、委員会、意見交換会について ・用地補償業務におけるDXに関するアンケート調査の結果 ・令和7年度 県部会事務局会議報告 	42
県部会の所在地		49
PRコーナー		50
編 集 後 記		51



「安全・安心、豊かさを 次代につなぐ県土づくり」

福島県 土木部長
矢澤 敏 幸

一般社団法人日本補償コンサルタント協会東北支部の皆様には、公共事業に係る補償物件の調査や補償金額の算定などを通して、県政の進展に多大な御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

東日本大震災と原発事故から14年余りが経過する中、避難地域におけるインフラの復旧や、古里への帰還を支える新たな拠点施設の整備が進むなど、本県の復興は着実に前進しております。

また、令和元年東日本台風や令和3年、4年に発生した福島県沖地震等、相次ぐ自然災害に見舞われておりますが、災害復旧や再度災害防止に向けた各種プロジェクトも大きく進展しております。

今年度につきましては、「第2期復興・創生期間」、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の最終年度となることから、期間終了後の事業展開を見据えながら震災復興を確実に進めるとともに、度重なる自然災害の発生や深刻化する人口減少等を踏まえ、「東日本大震災・原子力災害からの復興・創生」、「防災・減災、国土強靱化」、「地方創生の推進」の大きく3つの施策について、重点的に取り組んでまいります。

復興関連事業につきましては、避難地域と周辺の主要都市を結ぶ「ふくしま復興再生道路」については、全29工区のうち、23工区の完了に続き、今年8月には常磐自動車道と小名浜港を直接結ぶ「小名浜道路」の開通を予定しており、小名浜地域の更なる活性化等が期待されます。

また、避難指示が継続している大熊町、双葉町の帰還者向け災害公営住宅及び新規移住者

向け福島再生賃貸住宅についても、両町からの要請を受け県代行事業として整備を行い、令和6年5月に全ての住宅が竣工し、コミュニティ形成や交流の促進に大きく寄与しております。

さらに、「復興祈念公園」については、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂を始め、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信するため、国営追悼・祈念施設と一体の整備に取り組んでまいります。

また、「防災・減災、国土強靱化」につきましては、激甚化する豪雨災害から県民の生命と財産を守るため、河川改修や流域内のあらゆる関係者との協働による流域治水に取り組むとともに、大規模な地震を想定し、緊急輸送道路の整備や市街地における無電柱化など、道路ネットワークの強化を推進してまいります。

加えて、「地方創生の推進」につきましては、生活圏相互や広域的な連携・交流の強化はもとより、地域の活力を高めるため、会津縦貫道をはじめとする縦横6本の連携軸など基幹的な道路のほか、健康増進や地域振興に向けた広域サイクリングルートの整備等を進めてまいります。

これらの事業を推進するにあたり、計画的かつ効率的な用地取得は不可欠であり、用地補償業務において貴協会員の皆様の専門的知識や技術・経験がより一層求められるところであります。

今後とも、会員の皆様の技術力を最大限に発揮いただき、将来にわたり安全で豊かさを実感できる県土づくりに御協力いただければ幸いです。

結びに、貴協会と会員の皆様のさらなる御発展と御健勝を心から御祈念申し上げます。

第49回通常総会報告

第49回通常総会を、東北地方整備局用地部長 栗原敏光様、同じく用地調整官 浅利博光様、一般社団法人東北測量設計協会会長 菊池透様並びに一般社団法人日本補償コンサルタント協会副会長 横打研様をご来賓としてお迎えして、仙台市のパレスへいあんで開催いたしました。

総会では、株式会社三和技術の太田文隆氏が議長に選任され、令和6年度の事業報告、収支決算が承認されるとともに、令和7年度の事業計画及び収支予算が報告されました。

また、欠員となっております支部役員を選任については、以下のとおりです。

【副支部長】 エイコウコンサルタンツ 株式会社 山内 一晃 氏
【幹 事】 株式会社 東開技術 鈴木 誠弥 氏



田村支部長挨拶



栗原用地部長祝辞



清水会長祝辞(横打副会長代読)



太田議長

総会終了後には、講演会及び懇親会を開催し、講演会については、東北地方整備局用地部長 栗原敏光様から、「用地業務の現状と課題」と題して、ご講演をいただきました。

講演会終了後は、東北地方整備局用地調整官 浅利博光様はじめ用地部幹部の皆様にもご出席いただき、一般社団法人東北測量設計協会会長 菊池透様の乾杯のご発声により、ご来賓の皆様とともに、終始和やかな雰囲気の中懇親会を行って全日程を終了しました。



栗原用地部長講演

受注業務等アンケート調査結果について

補償業務委員会

支部会員あてに「受注業務等アンケート調査」を令和6年8月30日から10月4日までの期間で実施し、76会員から回答(回答率約55%)をいただきました。

今回は、その設問のうち設問3「請負基準、積算基準について」、設問4「補償業務に関する制度改善等について」及び設問6「その他意見要望について」に関する回答内容について、東北地方整備局用地部担当者と当支部の田村支部長、阿部補償業務委員長、佐藤補償業務副委員長、遠藤補償業務副委員長及び事務局が意見交換をさせていただいた内容についてお知らせをいたします。



阿部補償業務委員長の挨拶



意見交換会の状況

3. 請負基準、積算基準について

(1) 歩掛かりの制定(補正率含む)、改定及び疑義について

① 通常の歩掛かりで対応できない作業に対する歩掛かりの策定について

アンケートの回答概要は、「補償金算定の根拠資料添付等、通常の歩掛かりで対応できない作業」に関する疑義でした。

これに関しては、「標準書の掲載頁等の根拠となる資料の添付等の作業は、共通仕様書上、想定していない作業内容であり、その歩掛かりの作成は考えておらず、必要な場合は、別途見積対応等、発注者と協議をお願いします。」とのことでした。

② 工損調査時に1回でレベル調査が不可の場合の歩掛かりの策定について

アンケートの回答概要は、「工損調査時に建物の影等により、一回でレベル調査ができない場合」の歩掛かりの策定でした。

これに関しては、「令和3年度に所要作業時間等調査及びヒアリングを行い、歩掛かりが改

正されており、基本的には、ご要望の作業内容も含むものと理解しています。」とのことでした。

③ 機械設備に関する見積依頼の具体的説明及び例示の記載について

アンケートの回答概要は、「発注者で考え方に相違があることから、例示の記載」についての照会でした。

これに関しては、「例示の記載は、特に考えておらず、機械設備について、見積依頼する場合の考え方については、適時会議等で周知します。」とのことでした。

④ 複数の移転工法で経済比較している場合の人工補正について

これに関しては、「疑義が生じた場合は、発注者と協議をお願いします。」とのことでした。

⑤ 土地評価業務の歩掛かりの補正について

これに関しては、「今後、所要時間等調査及びヒアリングの検証を行い改定される予定です。」とのことでした。

⑥ 意見書作成時の歩掛かりについて

アンケートの回答概要は、「補償業務において意見書の作成を求められる場合があるので、新たに意見書作成の歩掛かりの作成」についての照会でした。

これに関しては、「作成する意見書の内容によるが、作成に時間等要する場合は、発注者と協議をお願いします。」とのことでした。

⑦ 基準点測量を実施する場合の資料作成について

これに関しては、「発注者との打合せ・協議に基づき、状況に応じた対応をお願いします。」とのことでした。

⑧ 事業損失補償の地盤変動以外の歩掛かり制定について

これに関しては、「現時点では、歩掛かりの制定予定はありません。」とのことでした。

⑨-1 改造工法を算定する場合に必要な別途作業歩掛かりの制定について

これに関しては、「令和3年度の建物歩掛かり改定において、標記の作業は含まれていると理解しており、別途歩掛かりの制定予定はありません。」とのことでした。

⑨-2 石綿調査の検体採取に係る人件費について

これに関しては、「試料採取等の分析調査は、現歩掛かりに含まれていないので、見積対応等については発注者と協議をお願いします。」とのことでした。

⑩ 裁決申請の対象地が共有地で権利者が多数相続の場合の歩掛かりの補正について

これに関しては、「積算基準で項目の適宜補正、別途見積による対応が可能とされているので、発注者と協議をお願いします。」とのことでした。

⑪ 委託以外の作業依頼の対応について

これに関しては、「受発注者において確認の上で対応をお願いします。」とのことでした。

⑫ 駐車場の敷地実態調査の回数計上について

これに関しては、「受発注者において確認の上で対応をお願いします。」とのことでした。

⑬ 所有者の都合に基づく休日作業の歩掛かりについて

これに関しては、「歩掛かりの補正は想定していないが、要望として承ります。」とのことでした。

(2) その他について

① 請負基準、積算基準の生データの開示について

これに関しては、「開示する予定はありません。」とのことでした。

② 荒廃地等で刈り払いが生じる場合の費用について

これに関しては、「発注者と別途、対応について協議をお願いします。」とのことでした。

③ 復元測量を実施する場合の明確化について

アンケートの回答概要は、「復元測量の実施については、境界測量時に特別な事情等が生じた場合に実施することになっているが、実態作業と乖離している。」との疑義でした。

これに関しては、「会議等を通じて周知します。」とのことでした。

④ 建物所有者及びアパート等の事業損失調査に対する立会謝金について

これに関しては、「現時点では立会は、関係者の財産権に内在するもの理解しており、要望として承ります。」とのことでした。

⑤ 見積作成時に計上する項目の例示について

アンケートの回答概要は、「見積作成時において、計上項目で悩む場合が生じることから、記載例について」の照会でした。

これに関しては、「発注者と十分打ち合わせをして対応をお願いします。」とのことでした。

⑥ 土地評価業務における「標準地の選定」の添付資料について

アンケートの回答概要は、「業務において、近隣地域及び類似地域の標準地の妥当性を示す資料の添付」についての疑義でした。

これに関しては、「土地評価事務処理要領等の改正及び運用通知等の新たな発出はありません。なお、添付資料については、発注者と十分に協議した上で対応をお願いします。」とのことでした。

4. 補償業務に関する制度改善について

(1) 業務の簡素化等について

① 参考となる補償基準等の標準書への掲載及び補償金算定業務の簡素化について

アンケートの回答概要は、「補償金算定業務を行う際に、参考とする要領等が多いことから、

補償金算定標準書自体に掲載いただきたい」という要望と、「補償金算定業務の簡素化」についてになります。

これに関しては、「基準、要領等は補償基準の基本規定であり、補償コン研修等の機会を通じて理解されるようお願いいたします。また、補償金算定業務の簡素化については、全国用対連の議論を踏まえて対応いたします。」とのことでした。

② 見積依頼時の仕様書等の簡素化について

アンケートの回答概要は、「見積依頼時の書類が、煩雑で業務上の負担となっていることから、これらを簡素化していただきたい。」という要望になります。

これに関しては、「不正防止及び適正な補償を行う観点から取られている手続きのため、引き続きの対応にご理解をお願いいたします。」とのことでした。

③ 積み上げ積算の簡素化及び補償金算定標準書の拡充について

これに関しては、「対象物件の補償頻度及び汎用性を踏まえて検討いたします。」とのことでした。

④ 成果物の電子納品の仕様及び改善について

アンケートの回答概要は、「過年度の単価入れ替え時において、使用している積算システムの相違により、作業に優劣が生じることから、電子納品の仕様について検討いただきたい。」という要望になります。

これに関しては、「電子納品に関して、現在DX推進検討会議において要領、ガイドラインを検討している状況です。」とのことでした。

(2) 補償基準の改正について

① 建物移転工法の改正について

アンケートの回答概要は、「建物の移転工法である曳家工法について、曳家工事の実績及び算定時の専門業者からの見積徴収の困難性から、補償基準の改正時に移転工法から削除いただきたい。」という要望になります。

これに関しては、「補償基準改正検討時の検討事項として承ります。」とのことでした。

② 特定空き家等の増加に伴う関係諸法の整備について

アンケートの回答概要は、「将来的に特定空き家、所有者不明土地等が増加し、建物所有者等との立会いが困難となり、事業認定申請の増加が想定されることから、円滑な用地交渉に向けた法整備」についての要望になります。

これに関しては、「要望として承ります。引き続き、土地政策推進連携協議会として、特定空き家等を中心に支援の拡充に努めてまいります。」とのことでした。

③ 工損調査時の立会謝金の支払いについて

アンケートの回答概要は、「集合住宅における工損調査においては、居住者から調査協力が得られない場合が多いことから、立会謝金の支払いにより課題是正」を諮れるのでは」との要望になります。

これに関しては、「立会いは、財産権に内在する義務となることから、発注時に立会謝金を計上することは考えておりませんが、要望として承ります。」とのことでした。

④ 住所移転に伴う被対象地のその他通常生じる損失の補償について

アンケートの回答概要は、「住家移転に伴い住所が変更する場合に、買収地以外の所有地について、固定資産税課税通知に記載されている土地の住所変更登記申請手数料も補償対象に」との要望になります。

これに関しては、「交渉の公平性の観点から、買収地以外を補償対象として制度化することは、難しいと考えております。」とのことでした。

⑤ 補償業務コンサルタントCPDの受注要件化について

これに関しては、「他の地方整備局地整の動向を踏まえて、受注の要件化を検討しております。」とのことでした。

(3) 適正な工期設定について

① 現状の工期設定について

アンケートの回答概要は、「用地調査等業務では、対地権者対応による不測の日程調整が生じることから現状の工期設定では厳しい」というものでした。

これに関しては、「地権者対応等による作業日程の遅れは、受注者に起因することでは無いことから、工期延長には適切に対応いたします。」とのことでした。

② 猛暑日における履行期間の算定

アンケートの回答概要は、「夏場の猛暑日における外業作業について、作業の中止期間を考慮いただきたい。」というものでした。

これに関しては、「設計業務等標準積算基準の履行期間の算定については、適用状況を踏まえて対応いたします。」とのことでした。

③ 適正な工期の設定について(第三四半期から第四四半期への変更)

アンケートの回答概要は、「令和6年度の業務において、当初設計から増工となっているにも関わらず、工期変更がなされない案件があり、特に第三四半期から第四四半期への変更が困難だった。」というものでした。

これに関しては、「用地関係業務の履行期間は、不稼働日等を考慮し決定している。増工に伴う工期変更が生じるのは理解しているので、適切に対応します。また、成果品の品質確保等

については、会議等で注意喚起に努めます。」とのことでした。

(4) 補償業務管理士等に関して

支部からの回答になります。

アンケートの回答概要は、「「補償業務管理士」の資格取得に関する要件緩和、各研修の Web 化及び受験時の提出書類として廃業した会社の在籍証明」に関するものでした。

このうち、「補償業務管理士」の資格取得に関する要件緩和については、「現在本部理事会において審議がなされており、本年中に一定程度の緩和に向けて方向性が明示されると聞いております。

また、各研修の Web 化につきましては、今年度から順次、研修申し込み、研修受講についても Web 化に移行いたしました。

なお、受験時の提出書類として求められる廃業した会社の在籍証明ですが、現時点では、補償業務の経歴を証明する上では必須のものとされておりますので、ご理解頂きますようお願いいたします。

(5) その他

① 事前調査において調査拒否がなされた場合の設計数量

アンケートの回答概要は、「事前調査時において、内部調査の一部分で調査拒否がなされた場合の設計数量の大幅な減」についての照会でした。

これに関しては、「令和 3 年度に所要時間調査及びヒアリングを行い、歩掛かりが改定されており、改定の予定はございません。」とのことでした。

② 用地測量時における管轄法務局との打合せについて

アンケートの回答概要は、「用地測量時に管轄法務局と協議が生じた場合に、発注者の同席」を求めるものでした。

これに関しては、「発注者の同席が必要な場合は、発注者と協議の上で対応をお願いします。」とのことでした。

③ CM 業務の受注者が東北地域以外の対応について

アンケートの回答概要は、「CM 業務を受注した者が東北地方以外の場合に、起業者との協議前の補償方法の指示事項が、東北地方以外の補償方法で混乱をきたした。」というものでした。

これに関しては、「発注者と十分な協議打合せの上で対応をお願いいたします。」とのことでした。

- ④ 住宅敷地以外の工作物(独立)の数量の記載について
これに関しては、「積算基準の区分などに則って記載しているので、疑義等は発注者に確認をお願いいたします。」とのことでした。
- ⑤ 小規模業務の地域コンサルタントの活用
これに関しては、「業務実施可能者数を勘案した上で、適宜地域要件を設定しております。」とのことでした。
- ⑥ 事業損失調査業務の発注時期について
アンケートの回答概要は、「関係者の了解後に発注頂きたい。」という要望でした。
これに関しては、「関係者へ説明する前に発注する場合については、緊急を要する場合等もあるので発注時期については、ご理解をいただきたい。」とのことでした。
- ⑦ 人材不足の措置
これに関しては、「補償コン東北支部からも意見も頂き、一緒に取り組みをお願いします。」とのことでした。

6. その他意見要望について

(1) 補償金算定標準書に関する要望について

【建物・工作物関係】

- ① 公共水道設備及び廃材処分場の単価
アンケートの回答概要は、「公共水道設備及び廃材処分場の単価の標準化」に関する要望でした。
これに関しては、「公共水道設備については、現時点においては、地域性及び個別性があり補償金算定標準書には掲載いたしません。次に廃材処分場の単価は、東北地区用対連で標準化の可否を含めて検討しておりますが、標準化の目処は不明です。」とのことでした。
- ② 太陽光発電設備の単価
アンケートの回答概要は、「太陽光発電設備の単価の標準化」に関する要望でした。
これに関しては、上記①の回答と同様に「現時点においては、地域性及び個別性があり補償金算定標準書には掲載いたしません。」とのことでした。
- ③ 曳家工法の設計工事監理費及び工作物(大型看板等)の建築確認申請の代行費用
アンケートの回答概要は、「上記の代行費用を補償金算定標準書で積算できるようにして欲しい。」との要望でした。
これに関しては、「曳家の設計工事監理費は、従来行ってきた簡易的な方法による算定の可

(2) その他の要望について

① 業務の一時中止または工期延長について

アンケートの回答概要は、「設計説明会及び用地幅が未定で業務発注がなされ、用地幅杭表等の設計資料の交付が遅れた場合」の履行業務の一時中止に関する照会でした。

これに関しては、「作業工程の遅延が発注者に起因する場合は、工期延長等適切に対応いたします。」とのことでした。

② 見積徴収について

アンケートの回答概要は、「補償金算定において、見積対応に基づく算定が増大し工期が不足する場合」についての照会でした。

これに関しては、「見積徴収が難航し工期に影響する場合は、発注者と協議をお願いします。」とのことでした。

③ 用地補償業務関係書類作成要領の記載内容が変更された場合の対応について

これに関しては、「修正内容に応じて対応を検討いたします。」とのことでした。

④ 物件算定時の運用について

アンケートの回答概要は、「再算定時に当初業者との様式等の運用、係数等の適用が相違している場合」の対応についての照会でした。

これに関しては、「算定時の疑義については、発注者へ照会願います。」とのことでした。

④ 土地評価上の疑義について

アンケートの回答概要は、「公共事業用地の取得価格は、非開示情報か否か。地区用対連等を窓口にした各起業者間の情報共有の有無。公共事業の取得価格調査の困難等の理由及びその対策」についての照会でした。

これに関しては、「1点目の公共事業用地の取得価格については、非開示情報に該当しないと理解しております。2点目の地区用対連等の各起業者間の情報共有については、過去にはなされていたが、現在はなされておられません。3点目については、公共事業の取得価格調査が困難であることは承知しております。なお、対応といたしましては、発注者から公文書等で依頼を行っております。」とのことでした。

⑤ 入札参加者の基準項目の改正について

これに関しては、「現状の基準項目でご理解をお願いいたします。」とのことでした。



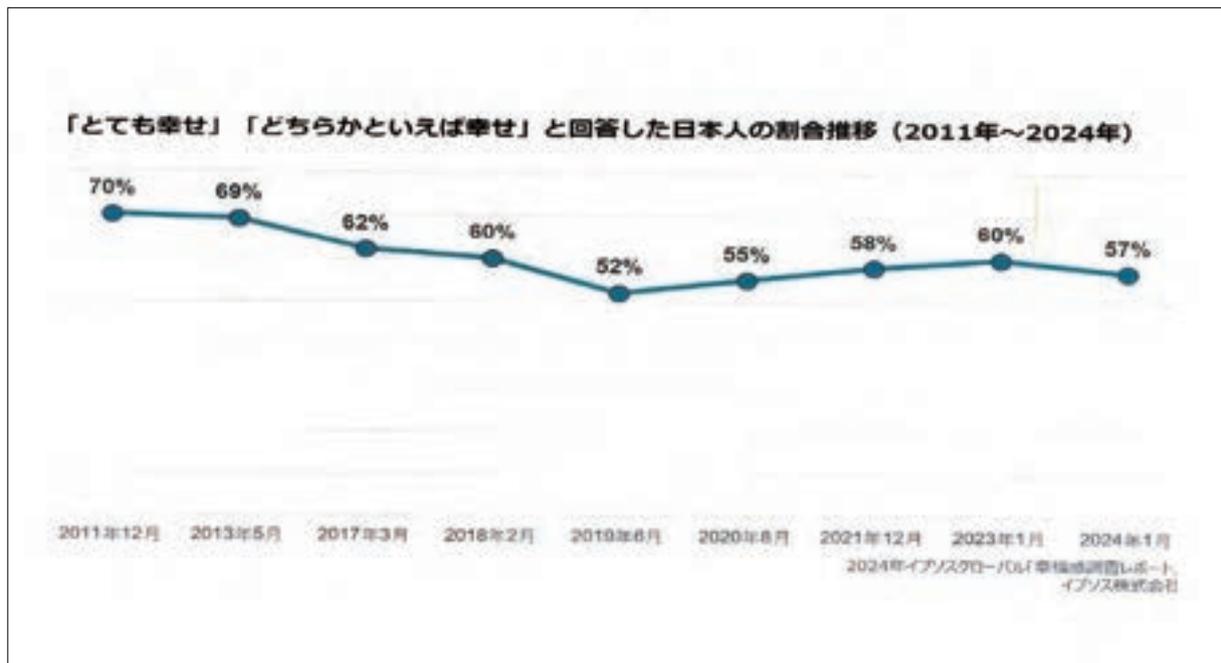
日本人の主食は米である

(株) 福島調査設計
相馬 一夫

海外からの観光客からすると、「日本は経済的に恵まれており安全な国」と映るらしい。

しかし、以下のレポートでは、現代日本人の現実が見え隠れする。すなわち、「幸せである。」と感じている日本人は、わずか57%しかいないからである。

では、「幸せでない。」と感じている原因は何なのか？不安や悩みの中身は、人それぞれで違っても言えるが、例えば、戦争、異常気象、環境汚染、みじかなことでは、人間関係や健康への心配があげられるのではないか。



ここで、戦後日本の現在までの流れについて振り返ってみる。我が国では、戦後アメリカに追いつこうと一丸となって急成長し、経済大国と呼ばれるまでに発展してきた。事実、物質面での「豊かさ」の追求は、留まることを知らず、最近では、各産業にAI技術を駆使できるほど夢のまに進歩してきている。

だが、これらの高度経済成長の背景には、常に「因果律」への信奉が存在したことも事実である。哲学上では、「全ての事象は必ずある原因によって起こり、原因なしには何事も起こらない。」とい

~~~~~(随 想)~~~~~

う原理を指すもので、この思想はその後、古典物理学、量子力学、相対性理論にも影響を及ぼし、現在の AI（人工知能）にも通ずることになった。

つまり、「欲して努力すれば望みが叶う。」という考え方であるが、日本は戦後の食糧難を克服するために、アメリカから多くの食糧と食文化を輸入すると同時に、この「因果律」の思想も輸入してきたわけである。

その結果、今どうなっているか。

物質面での豊かさを追求するあまり、精神面での豊かさを失いつつあると、私は考える。

失いつつある豊かさとは何か？この問には、アメリカ人から見た日本人の国民性を表す一つの言葉が挙げられる。

私たちが日常、口にする「いただきます。」が、それである。一般的には、謙譲語と呼ばれ、へりくだって相手を敬う表現だと言われるが、この言葉に内在する考え方こそ、日本人独自の「日本人らしさ」が表れた言葉に違いない。「ありがとう。」という言葉は世界中どこでも使われるが、「いただきます。」は、日本だけで使われる誇らしい言葉の一つである。

我々日本人は、古代から自然環境（太陽、大地、海、生命）に対して「有難い」と感謝して、その恩恵を受けてきた。大いなる天地からの恵みを頂く時、日本人は、この「いただきます。」と、言った言葉とともに感謝するという習慣を子孫に受け継いできた。

我々日本人は、本来の日本人らしい心のあり方を見直すべきであり、日本人らしい美しい心を「もう一度いただきたい。」と願うてはいかがだろうか。

最後に、日本には「身土不二（しんどふじ）」という言い伝えがある。

これは、「健全な土から健全な作物が生まれ、それを食べてヒトは育つ」というもので、「人間の身体とその土地や環境とは切り離せない関係にある。」と考えられていたことを示す。

私たち日本人は、今こそ世界に誇れる日本の国産米を進んで食べましょう。主食であった米の「有難さ」を再認識し、本来のあるべき日本人らしさを取り戻してみませんか。



「 会 員 紹 介 」

株式会社アドテック 代表取締役 菅原 修

株式会社アドテックの代表取締役の菅原修と申します。この度は機関誌に寄稿する機会を頂き、誠にありがとうございます。アドテックは、昭和45年10月に東北アジア航測株式会社として、グループ生産体制の一翼を担うために設立されました。その後、東北地域により一層貢献できる企業となるべく、株式会社アドテックに社名を変更いたしました。アドテックとは、Advanced Technology(アドバンスドテクノロジー)を略した造語です。当時の従業員から募集して採用したこの社名には、技術集団として前向きに仕事に取り組もうとする気概が込められていると感じております。

弊社は空間情報コンサルタントとして、国土強靱化の推進を踏まえながら、安心安全なまちづくりに貢献するため、業務に邁進してまいりました。創業から現在まで、会員の皆様のお力添えを賜り事業を継続できておりますこと、心より御礼を申し上げます。

私の自己紹介をいたします。宮城県東松島市(旧矢本町)出身で、平成2年3月にアジア航測に入社、営業一筋31年で一昨年還暦を迎えました。平成7年から平成28年までは盛岡に赴任しており、約21年という長い期間を過ごしました。岩手の大地に生まれ我が子がすくすく大きくなり、家族でいろいろな思い出が生まれました。

平成23年の東日本大震災発生後は、東北地域の復旧復興のため、一心不乱となって災害対応に従事いたしました。私の実家は東松島市のJR仙石線付近にあったため、当時は津波被害による瓦礫が山積しておりました。浜っことして復興にかける想いが私の中で一層強くなり、震災後3年に渡って炊き出し等の被災地支援を行いました。

そのような人生を送ってきた折、何のご縁か平成28年の秋に故郷である宮城県に舞い戻ることとなりました。仙台支店長を拝命して震災後の業務に追われるなか、福島の被害状況を目の当たりにし、私は茫然自失しました。福島県の皆さまが故郷に戻り、安心安全に暮らせるようになることを信じて、放射線の除染事業には率先して携わるようになりました。復興事業を担うために東松島営業所も設立され、故郷に貢献できることの喜びを感じながら前職を定年退職し、令和4年12月にアドテックの代表取締役に就任した次第です。

アドテックは、以下のビジョンを掲げております。長期ビジョン「確固たる空間情報技術で、東北の持続可能な街づくりを実現する」中期ビジョン ① 既存事業の成長・生産体制強化と、新規事業への展開 ② 人的資源投資(育成・採用・交流)と、多様な働き方制度の整備 ③ 品質と安全の維持・確保 ④ サステナブル経営(コンプライアンス経営・SDGs経営の維持・発展)

この方針の下で、良い仕事をしていきます。変化の多い、予測困難な現代社会の中で、アドテックは、その社名に込められた先人たちの思いを紡ぎ、未来へ羽ばたく発展する人間集団として着実に歩みを進めてまいります。また、地域貢献と企業活力の向上のために、地元からの人材採用を継続するとともに、地域イベントの企画・参画や人的交流、産業の振興に取り組みます。

日本補償コンサルタント協会の皆様には、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。



補償の世界に飛びこんで

株式会社四門東北支店 黒澤 佑太

「朝顔養生」。最近覚えた単価名称で一番好きな言葉です。認識した途端、これまで通勤途中に何気なく見ていた武骨な足場が、私の目に少し華やかに映るようになりました。

この度は、原稿執筆の機会をいただきありがとうございます。株式会社四門東北支店の黒澤佑太と申します。今年の1月に入社し、未経験で補償の世界に入りました。馴染みのない業界で、新しく学ぶことが多く興味深いです。入社して間もない立場で恐縮ですが、この業界に入って感じたことや考えたことなど振り返っていきたく思いますので、気楽にお読みいただければ幸いです。

まず感じたのは、補償金を支払う上での決め事や建付けが明確に定まっているという点です。業務を進める際の三種の神器ともいえる「補償金算定標準書(以下、「標準書」)」、「用地補償業務関係書類作成要領(以下、「作成要領」)」、「調査算定要領の解説(以下、「Q & A」)」に表れていると思います。標準書では補償基準や算定要領、単価や単価の内訳が示されており、補償の決め事が記載されています。作成要領には実際の算定書の作成方法について例を踏まえて記載され、Q & Aには説明が不足していた部分や注意すべき項目が明示されており、その建付けはシンプルです。

毎年、物価や補償の実情に応じて各文書は更新されるとのことで、大変な労力がかかる作業と拝察します。入社して直後はこの決め事や建付けが理解できず苦労しましたが、あくまで標準書は標準的な場合を想定されて作成されているという点を意識すると理解しやすくなりました。そこに到達するまでには極端な例を挙げると、「標準書に掲載されていない植物が庭にあったら？」など、標準的な場合以外の反例ばかり気になってしまい、細部をつつくような質問を教育係の先輩には多くしてしまいました。丁寧に教えていただきました教育係の先輩には感謝しております。また、標準書には「実情に応じて」という言葉が少なからず登場します。ケースバイケースで考えなければならぬため、初学者には厄介な文言ですが、適切な補償を行うには標準書だけではなく、標準書を現場で適応させるための余幅のようなものをもたせている点に関して面白さを感じます。標準書を遵守しつつ、柔軟な思考を持つことを忘れないようにしたいと思います。

2点目として、補償は意外と生活の近くにあるということです。ちょうど原稿を執筆している時期に桜の見ごろを迎えました。その折、毎年春に秋田市の太平川沿いで行われていた桜まつりである「観桜会」開催断念のニュースが耳に入りました。2023年夏の記録的大雨を受け、河川改修工事を行うにあたり、多くの桜が伐採されることとなったためです。

太平川の桜並木は1960年に地域住民が植樹し、観桜会は1981年から始まりまして現在では市内有数の花見スポットとして知られております。私も実際に足を運んだことがあり、橋から眺める川の水面の輝きと桜のコントラストは印象に残っております。伐採にあたり地域住民の惜しむ声が多く、「この桜に補償はあるか?」と、つい考えてしまいました。

結論として事業説明会の資料等から補償には該当しないと見受けられますが、調査の結果、300本のうち半数ほどが伐採ではなく保全の選択がとられるとのことで、地域の憩いの場が存続される可能性が残されたことに嬉しく思いました。

さて、連日大阪万博のニュースでにぎわっておりますが、同郷のスターである秋田市出身の東京ヤクルトスワローズ所属石川雅規投手(45)がプロ野球史上初の新人から24年連続勝利を達成したことにもぜひ触れたいと思います。技巧派で、打者と駆け引きしている様子は熱いパトスを感じます。平均球速は140 km/hにも満たないものの、球のキレや緩急を駆使したアラのない投球術も注目です。通算勝利数200勝まであと14勝としているため歴史に新たな1ページを刻んでほしいと応援しております。通算200勝という数字は名球会という球界でトップレベルの選手で構成される団体の加入条件のため仲間入りを果たしてほしいです。ヤクルトスワローズは近年下位に落ち込んでおりますが、有望な新人や若手が台頭しており、故・衣笠剛球団会長が尽力された育成環境整備の効果が表れております。私も環境に感謝しつつ積み木のように経験や技術を積み上げて力をつけていきたいと思っております。



入社して11年目の歩み

(株)水建技術 武藤 毎 希

私が入社してから早くも10年が経ち、11年目の年度となりました。初めに私が入社してからの職務経歴を簡単に紹介したいと思います。

私は入社当初は測量業務を主に行っており、補償業務に関係するものとしては土地境界確認を含む用地調査業務などに関係する測量作業でした。2年目からは測量作業のほかに、建物等の工損事前調査業務に従事するようになりました。5年目までは同じような感じで先輩たちからのご指導の下、仕事をこなしておりました。6年目の年は会社をお願いをして1年間休職し、仙台工科専門学校に測量士の資格を取るために行きました。測量士を取得し戻ってきたときに、私は測量もしたいがもっと補償業務をやってみたいという気持ちがありましたので、7年目からは補償業務を主体にやらせてもらうようになりました。そして今に至ります。

このような職務経歴のため実際に補償業務について自分から調べ、興味を持ち、そして業務に従事したのは3年ほど前からでした。次からは、そんな私が補償業務に携わってきた中で学んだことを紹介したいと思います。これから補償業務に携わる方の参考になればとも思います。

まずは、事前調査業務についてです。初めて事前調査業務に携わったとき、私は先輩職員の指示通りに黒板に損傷内容を記載する作業を行っていました。先輩から壁・床・天井・建具等どこにどのような損傷が発生しやすいのかを教えてもらいながら作業を行い、部屋の間取り等図面の書き方なども教えていただきました。そのように学びながら仕事を行う中で注意されたことがいくつかあります。たとえば、周囲に注意を払いながら調査を行うということ、家の内部にあるものを凝視しないことなどです。やはり人の家の中に入って調査するため、周囲に注意を払い、物を壊したり傷つけないようにすることや、プライバシーに配慮して調査することが大事だと教わりました。これらに関してはどのような調査においても必要のあることだと思います。

次に、建物等の補償コンサルタント業務についてです。こちらに関しては初めて調査を行ったときに、この分野で長年の経験のある有資格者の先輩からどのように調査をするかを一から教えていただきました。部屋の間取り、材種、各設備の有無など事前調査とは違い調べる項目が多くあり驚きました。その中でも目視で調査ができない箇所について、箆筥や食器棚の裏側は目視で調査ができないため、1部屋毎に所有者から設備の位置など確認してもらう必要があると教わりました。また調査に関してですが、急いでやるよりも時間をかけて丁寧に後戻りがないように行うことが大事だと教わりました。

基本的に現在私は、事前調査と建物等の補償を主に行っているためこの二つについて簡単に説明させていただきましたが、実際に業務を行っているとき基本的な調査だと対応できないような業務もいくつかございました。あまり詳しくは書けませんが、例えば補償業務を受注して現場に行ったら対象物件が既に解体されて存在しない事例がございました。本来であれば調査対象の物件が存在しなければ補償しないと思いますが、この業務については物件所有者が業務発注者から補償するから解体してほしいと聞いていたらしく、調査会社が調査に行くとは聞いていなかったとのことで、すでに解体してしまったとのことでした。対象物件が工作物で隣接する建物があったことと、解体前に撮影された写真が何枚か存在したため隣接する建物の大きさと比較して写真から数量を拾うという作業を行いました。工作物だったため何とか算定することができましたがこれが木造建物であったら不可能だったと思います。このような事例もあるため物件所有者等とお話する際には気を付けています。私も調査が終了したことを物件所有者にお話しした際に、「もう壊してもいいのか」と言われたことがありました、その時には詳しく今後の補償業務の流れを説明して了承していただきました。とてもいい経験を積ませていただきました。

私は現在、補償業務管理士(共通科目・土地調査部門)の資格取得を目指しております。様々な業務や、上記の様なイレギュラーなどに対応できるように資格取得も含めてスキルアップを目指して頑張っていこうと思っております。



用地補償業務基礎研修（Ⅱ期）を受講して

株式会社東日本エンジニアリング

福崎 成美

令和6年12月4日、5日の2日間にわたり開催された、用地補償業務基礎研修（Ⅱ期）を受講いたしました。

入社当初は聞きなれない専門用語が多く、業務において不安や戸惑いを感じるが多々ありました。入社してから3年を迎え、新しい業務を任せられる機会が増える一方で後輩も増えサポートしていく立場になり、自分自身が十分な知識を持たないまま業務を行っているのではないかと感じていました。そんな中、今回の用地補償業務基礎研修（Ⅱ期）を受講する機会をいただき、基礎的な部分から改めて学び直す気持ちで講義に臨みました。

研修の1日目は、「公共事業と補償コンサルタント業」、「営業補償の考え方」、「工作物、立竹木補償の算定の考え方」、「土地収用法について」の4つの講義が行われました。全体を通して用意してくださった資料が非常にわかりやすく、一見難しい内容でも表やイラスト等を使用することで、言葉だけでは理解しきれない部分も頭の中でイメージしやすくなり内容がより深く頭に入ってきました。また、簡潔で明確なポイントがまとめられており、研修終了後もすぐに振り返ることができました。

特に印象的だった講義は「営業補償の考え方」についてです。業務で携わっていない分野のため最初は難しさを感じましたが、基本的な流れや過去の事例を基にコンビニエンスストア、美容室などそれぞれの店舗ごとの詳しい解説があり、多くの新たな知識を得ることができました。また、昨

年の能登半島地震に関する補償のお話も大変興味深く、営業補償の分野にも興味が湧いてきました。「工作物、立竹木補償の算定の考え方」についてはとても身近な内容のため、自分の中で日々の業務を思い出しながら学ぶことでより明確に理解することができました。

研修の2日目は、「通常生ずる損失補償の考え方」、「事業損失の考え方」、「用地取得と税制」、「登記関係について」、「用地交渉」の5つの講義が行われました。

「通常生ずる損失補償の考え方」では、機械的な算定だけではなく、事例によって柔軟に対応することを学びました。これまで効率性や正確性を重視するあまり、機械的な対応をしてしまう場面が多かったと気づかされました。今後は状況に応じた適切な対応を心掛けて業務を進めていきたいと思えます。「事業損失の考え方」、「登記関係について」では、公共事業の施行に伴う損害等の賠償については、起業者が損害等の発生や因果関係を立証する必要があり、損害賠償と相違する点について学ぶことができ、相続登記の手続き方法については、業務に限らず知識があれば日常生活で役立つ内容が多かったと感じました。

2日間の研修を受講して、私自身の知識や経験が不十分であることを痛感し、同時に今後どのように成長していくべきかを改めて考える良い機会となり、大変有意義な時間となりました。補償業務は幅広い知識が必要なため、今後も学び続ける姿勢を大切に、日々の業務に励んでいきます。

最後になりますが、このような貴重な研修の機会を設けていただきありがとうございました。



用地補償業務基礎研修（Ⅱ期）を受講して

（株）大和コンサルタント

葛西 修平

私は、令和6年12月4日、5日の2日間にわたって開催された「用地補償業務基礎研修（Ⅱ期）」を受講いたしました。

今回の研修は、新規採用及び実務経験の浅い方を対象としている研修だと伺い、用地補償業務の経験も知識も浅い私にとっては、用地補償についての基礎を学び、知識を深める上で良い機会であり、今後の業務に活かしていきたいという思いで参加致しました。

本研修の内容としましては、1日目に「公共事業と補償コンサルタント業務」、「営業補償の理論と現実」、「工作物、立竹木補償の算定の考え方」、「土地取用法について」を学び、2日目は、「通常生ずる損失補償の考え方」、「事業損失の考え方」、「用地取得と税制」、「登記関係について」、「用地交渉」について講義をしていただきました。

このように多岐にわたる内容の講義を受けさせていただきましたが、これらの補償業務の多くの分野に共通して重要な事は、「お金だけが全てではない」という事だと学ぶことができました。補償業務は、所有者の方々の今後の人生や生活に深く関わる業務であるため、補償基準等に基づいて機械的に補償額を算定するだけではなく、自分が所有者側の立場になって考えることが補償業務に携わる上で心得ておくべき事だと感じました。

次に、私自身が印象に残った「事業損失の考え方」の講義では、事業損失の処理手順や認定要件の判断基準等についての内容でした。私は実際の業務で工事振動による建物等の事前調査、事後調査に携わっていることもあり、ある程度頭の中でイメージしながら聞くことができました。講義を

通して、業務を円滑に進めるには、事業損失の該当工事について十分理解し、損害等との因果関係について深く考える事が重要だということを知ることができました。また、私達が行っている事前、事後調査も住民の方々とのトラブル回避や事業のコスト削減に繋がる重要な過程であることを再認識し、今後はより一層責任感を持って臨み、正確な調査結果を残せるように努力しなければならぬと思いました。

2日間の研修を通して感じたことを申し上げますと、業務で携わったことがある分野については、今までの経験と結びつけながら再認識をすることができ、新たな知識も身につけることができました。また、業務に従事するうえで留意すべき点についても具体的にご教授いただき大変参考になりました。実際の業務であまり携わっていない分野に関しては、聞きなれない専門用語や法令が多く、理解が難しい場面もあり、補償業務は想像していた以上に幅広く膨大な知識・経験が必要だと感じました。この膨大な量の知識を身に付けていくには長い道のりになるかと思いますが、日々の実務の中で明確な目標や課題を設定し、自己研鑽に努めていきたいです。

私自身にとって、初めての研修ということもあり、講義についていけるのかと不安な気持ちもありましたが、講師の先生方のわかりやすい講義のおかげで乗り切ることができました。

最後になりますが、このような有意義な研修を開催して頂いた協会の皆様並びに講師の先生方に心より感謝申し上げます。今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。



補償業務管理士 （物件部門）取得までの道のり

（株）田村測量設計事務所

鳥 友 紀

私が初めて補償業務管理士の資格を手にしたのは12年前でした。その後いくつかの部門に挑戦し、残るはあと2部門となりました（補償関連、総合補償）。これまでの業務経験や会社のニーズを踏まえ、比較的取得しやすい部門から順に取り組んできた結果、残された部門は専門性が高く、私の中でより難易度の高いものと感じています。この度は物件部門に挑戦しましたので、資格取得に至るまでの道のりを振り返ってご紹介させていただきます。

筆記試験を受けるには、まず「専門研修」を受講する必要があります。これまで専門研修は東京会場での対面方式でしたが、ここ数年、物件部門に関してはWEB配信となっており、今回初めて経験させていただきました。

WEB配信になったことで、時間や場所にとらわれず普段の環境で受講できること、宿泊や移動の心配がないことが私にとって大きな利点でした。受講計画は各自で決めるわけですが、個人的に、早期に全ての研修を終えたかったので、対面方式の日程と同様、4日間集中型で受講する計画を立てました。タイトなスケジュールでしたが、途中で再生を止めて休憩を入れることができ、聞き逃した部分を視聴し直すことも可能でしたので理想的な受講形式だったと思います。

次に「筆記試験」です。物件部門の試験範囲は、建築基準法及び関連法規、一般補償基準、公共補償基準、関連要綱・細則、各調査積算要領（木造建物、非木造建物、機械工作物、営業、地盤変動影響調査ほか）、建築設備、一般工作物、立竹木、墳墓、借家人補償など多岐にわたります。試験に合格するためには、これらに対する基本事項や算定方法だけでなく、事例判断や条文の理解を深めることが重要となります。

初めはテキストを片手に問題を解いていましたが、物件部門は覚えるべき内容が多いため関連性がわかりにくく、同じ問題を何度も間違えることができました。試験日が迫っても、なかなか記憶に定着

しなかったので、試験前の1～2週間は、問題のポイントをノートに書き出して集中的に記憶し、計算問題については過去問すべてを繰り返し解いて確実に解くことにしました。試験問題は毎年同じような構成で出題されていますが、表現や順番が変わると別の問題に見え、解答に時間を費やしてしまいます。時間配分も頭に入れておかないと時間内に終えることができないので注意が必要です。私の場合、勉強時間が少なかったことと内容の整理ができていなかったことで一度目は不合格。二度目の挑戦でようやく筆記試験に合格することができました。

最後は「口述試験」です。対策として、資格保有者から過去の質問内容を伺い、業務経歴概要書に記載した業務に関する報告書を読み返すとともに、協議事項や問題点への対応策などを整理して試験に臨みました。口述試験自体は何度か経験していますが、前回の受験から数年のブランクがあり、当日は緊張から精神的な余裕がありませんでした。

口述試験では、業務の概要、補償対象物、自分はどうな業務を受け持ったか、移転工法を決定するプロセスなど、実際に手がけた内容について聞かれることが多かったです。想定していなかった質問をされ、答えに詰まり慌てる場面もありましたが、面接官の助言により落ち着きを取り戻し、何とか乗り切ることができました。結果、無事合格し補償業務管理士（物件部門）の資格証書を手にすることができたのです。以上が今回の資格取得までの道のりとなります。

資格証書は受け取ったものの、試験で間違えた問題や面接でうまく受け答えできなかった部分については、何より自分の勉強不足に過ぎません。日々の業務に誠実に取り組み、補償業務管理士としての知識や技術を磨きつつ、自己研鑽に励んでいきたいと思っています。

最後になりますが、筆記試験対策から口述試験に至るまで、様々な面でご指導、ご協力いただいた皆様に心より感謝申し上げます。ありがとうございました。



補償業務管理士 （機械工作物部門）に合格して

エイト技術株式会社
大村 俊 昭

1. はじめに

この度、補償業務管理士（機械工作物部門）に合格し、原稿執筆の依頼を頂きましたので、私の試験勉強等について紹介したいと思います。

私にとって機械工作物は他部門と比べて実務経験が少ない科目であり、工場立地法や電気事業法、ガス事業法など関連する法令等も多く、聞き慣れない専門用語が多いため、試験勉強も思うように進みませんでした。筆記試験は3年連続で挑んだものの、設問の意図や用語の理解に悩む場面が多く、不合格となりました。

2. 専門研修

筆記試験に3回不合格となり、再度挑戦するため、令和6年7月に二度目の専門研修を受講。

令和6年より機械工作物部門の専門研修はwebによる開催となり、研修期間と出張が重なったため、ノートパソコンを持参して出張先にて研修を受講しました。

研修終了後に理解度を確認するための効果測定に解答。専門科目研修修了証書をダウンロードして、研修が終了しました。

3. 筆記試験

筆記試験は10月下旬で、業務が重なる時期で学習時間の確保が難しくなることが予想されたため、専門研修受講後、直ちに筆記試験の学習に取り掛かりました。

具体的な学習方法として、「テキストの熟読」「過去問の練習」「専門用語の習得」を中心に行いました。

テキストの熟読については、重要と思われる箇所には赤線、ただし書きには青線、難解な箇所は緑色でアンダーラインを引きました。テキストを色分けすることにより、復習が容易になり、繰り返し読む回数も増え、記憶に残りやすくなります。

過去問の練習については、過去10年間の用地ジャーナルに掲載されている過去問を解答。採点後は解説を中心に熟読しました。解説には設問に対する根拠となる法令・基準等が記載されているため、テキストや用地補償実務六法等と照合し、必要な箇所にアンダーラインを引きました。また、テキスト・過去問等は全てPDFに変換し、携帯端末等に保存。空いた時間にいつでも学習できるように工夫しました。

専門用語の習得については、文章のみではイメージが浮かびにくく、記憶に残りにくいため、趣向を変えて画像や映像で覚えるように工夫しました。専門用語をインターネット検索サイトに入力して情報を収集。実際に機械が作動す

る状態はテキスト等には書かれていないため、動画投稿サイトに機械の名称やキーワード等を入力して、動画を視聴しました。

また、今回は試験勉強に生成AIを活用しました。生成AIのOCR機能（光学式文字認識）を使用して、テキスト・過去問をAIに入力。AIによって導かれた解答及び見解に誤差や偏りがないか検証しました。

「左脳（文字の記憶）と右脳（映像・音声の記憶）の使い分け」
「デジタル（インターネット）とアナログ（テキスト・過去問）を融合した勉強法」
「生成AIによる解答及び見解を検証」

これらの勉強法により、より理解度が深まるものと思われ

れます。
筆記試験当日は、得意な分野から解答するように心がけ、苦手な分野は最後に解答しました。転記ミスや誤読による失点は命取りとなるため、設問は2度読み、転記は3度チェックしました。また、正答の絞り込みに悩む箇所は直感で解答しました。（経験上、解答後の訂正は、誤答となる場合が多い）

4. 口述試験

口述試験の対策としては、提出した業務経歴等だけでなく、当時発注者に提出した関係書類等も見直し、業務の開始から納品まで一通り説明できるように準備しました。

口述試験当日は、業務経歴に関する質疑には全て答えることが出来ましたが、機械設備調査算定要領について説明を求められたとき、十分な説明が出来なかった箇所がありました。試験官からは、「調査算定の基本となる箇所なので、しっかりと覚えておくように」とご指摘を受け、帰路につきました。

5. おわりに

機械工作物部門取得までの道のりは平坦ではなく、紆余曲折ありましたが、おかげさまで無事合格。今年度は総合補償士を受験することとなりました。

共通科目合格から15年以上経過しており、法令・基準等も改正されている箇所もあるため、初心にかえっての勉強となります。合格まで最も厳しい道のりとなると思いますが、全8部門合格に向けて精進してまいります。

最後に、この度の試験に際し、ご指導いただいた諸先輩方及び研修での講師の先生方に、心より感謝を申し上げます。



補償業務管理士 (営業・特殊補償部門) に合格して

(株)都市整備

長谷部 仁 美

この度、補償業務管理士（営業・特殊補償部門）検定試験に合格し、原稿執筆の依頼をいただきました。僣越ながら私の体験等をご紹介します。

私は、現在の会社で働いて初めて「補償業務管理士」という資格を知りました。多岐にわたる業務に携わっていく中で、入社から5年が経った頃に受験の機会を得て、土地調査部門を取得しました。その後、補償関連部門を取得し、今回は上司の「営業部門で行こう！」の一声で営業部門を目指す運びとなりました。しかし、実務では休止補償の経験しかなく、大丈夫だろうか…という気持ちが拭えずにいました。

案の定、研修中は講師の方が読み上げたテキスト内の文字を目で追うことが精一杯で、今年は例年以上に勉強時間を確保しなければ、と思うと同時に、自分の知識の無さを痛感しました。さらに、特殊補償に関しては実務経験がなかったので、講師の方が発する一言一句を聞き漏らさないよう必死でした。

研修終了後は、用地ジャーナル記載の過去問を軸に筆記試験対策を行いました。①過去問を解いてみる②解説を読む③該当するテキストの箇所を読み込む この①～③を単元ごとに計6年分行いました。また、研修時に講師の方が強調されていた箇所の読み込みも併せて行いました。——が、毎日のように睡魔と闘いながらテキストを読み、内容が理解できず、思うように捗らず、くじけそうでした。

そんな時、祖母が亡くなりました。10月上旬のことでした。『心に穴が開く』とはこういうことかと身をもって体験し、心が荒み、試験に対して、睡眠時間を削ってまでやるほどのことか？試験に合格して何になる？と喧嘩を売っていた時期もありましたが、いや、一発で合格したらカッコいいだろ。などと、なんとか自分を奮い立たせておりました。

筆記試験当日、私はさっそく1問目で目の前が真っ暗になりました。ああ、ダメだ、分からない。それでもいつも通り、「妥当」なものを選ぶのか「妥当でない」ものを選ぶのか、問題文に下線を引き、繰り返し問題文を読み、解答を1つに絞り込みました。気落ちしたまま2問目へ進むと、あれ、この問題、どこかで見たような…という感覚があり、その後も、テキストで読んだ箇所だ！講師の方が強調していた箇所だ！という問題が続き、筆記試験終了後はこれまで受験したどの部門よりも手応えを感じました。

時節柄、繁忙期と重なる口述試験は、『忙しい』を理由に不合格になりたくないと思い、早めに対策を始めました。既に営業・特殊補償部門を取得している先輩や上司の経験談を聞いたほか、出題されそうな箇所を自分でピックアップし、また、経験業務については、概要及びポイントとなりそうな事柄をノートへ書き出し、暗記できるまで繰り返し声に出していました。

口述試験本番では、始めに、普段はどんな業務に携わっているか？所属部署での立ち位置は？など、営業・特殊補償とは直接繋がりが少ないような質問を受け、緊張が少し和らぎました。その後は経験業務のこと、営業・特殊補償部門における一般的な内容等を質問され、途中、私的を射ない発言をした際には試験官の方から親切にご対応いただき、自分の勉強不足を恥じました。しかし最後は「よく勉強されていると思います。」とお言葉をいただき、足取り軽く秋田へ帰ってまいりました。

今回の試験で営業・特殊補償部門に合格できましたが、肩書きだけにならぬよう、また、業務に活かせるよう、知識を枯らすことのないように努めていきたいと思います。

最後になりますが、ご指導下さった講師の皆様、受験の機会やアドバイスを下さった会社の皆様、見守ってくれた家族のみんな、応援してくれたすべての方にこの場を借りて感謝申し上げます。



補償業務管理士（事業損失部門）に合格して

（株）都市技術

吉田 英 俊

先般の補償業務管理士試験（事業損失部門）に合格し、ようやく一息ついたところで、まさかの寄稿依頼をいただきました。大変恐縮ではございますが、せっかくの機会ですので、これまでの私の経験や資格取得に至る経緯について、記させていただきます。

私は、建築系の前職から現職の補償コンサルタント業へと転職し、現在に至ります。前職での経験を活かす形で建物調査の部門に所属し、業務に携わることとなりました。異業種からの転職ではありませんでしたが、実務となるとわからないことばかりで、日々悪戦苦闘していたのを今でも覚えています。そうした状況を乗り越えることができたのは、ひとえに会社の上司や先輩方が、丁寧かつわかりやすく指導してくださったおかげであり、今でも感謝の気持ちを忘れていません。その後、多少の足踏みはありましたが、なんとか補償業務管理士試験（物件部門）に合格することができました。

近年では、用地調査業務と並行して、地盤変動影響調査や工損調査の業務を担当することが増えてきました。工損調査では、発注者や関係者の双方に対して広い関連知識が求められます。また、前職では民間企業として工損調査を発注した経験もあり、発注者・担当者の双方の立場を経験していることから、今回、事業損失部門の取得を目指すこととしました。

私の実務経験の多くは、地盤変動に伴う建物等の事前調査が中心です。事後調査や費用負担算定業務には稀に関わる程度で、水枯渇や電波受信障害、日照障害といった類型については、地域的な要因もあり、これまで案件としての経験はありませんでした。そうした中で受講した4日間の専門研修では、これらの項目を一つひとつ学んでいくこととなります。内容のボリュームが多く、すべてを学習するのは至難の業と感じましたが、講師の方が強調されたポイントを中心に、自分なりに重要と思われる部分をテキストにマーキングし、学習範囲を絞り込む形で研修を終えました。

その後、筆記試験まで約3か月の期間がありましたが、平日は思うように時間がとれず、「休みの日にやらなければ」と思うだけで2か月が過ぎていきました。さすがに残り1か月となった頃から危機感を覚え、まずは研修テキストを読み返すことから始めました。実務経験のない分野の内容は、読むだけではなかなか頭に入らず苦勞しましたが、研修中にマーキングした部分を中心に読み進めることで、徐々に理解を深めることができました。また、試験直前には『用地ジャーナル』から過去問を収集し、数年分を解いて対策を行いました。

筆記試験本番では、自分でも弱点と認識していた領域で、選択肢の意味や意図を理解するのに時間を要したり、複数の選択肢がいずれも妥当のように思えたりと、時間はあっという間に過ぎていきました。

無事に筆記試験を通過し、次は口述試験へと進みました。これまでの実務で携わってきた内容に関する質問には、何とか対応できると考えていましたが、不安があったのは、経験のない内容に関する質問でした。そしてその不安は的中。試験冒頭の質問が思いもよらぬ内容で、言葉に詰まり、頭が真っ白になってしまいました。しかし、試験官の丁寧な説明に助けられ、何とか受け答えをすることができました。その後の質疑については、受験勉強に加え、日頃の業務や上司からの助言などを思い返ししながら、落ち着いて対応することができ、無事に合格することができました。

最後になりますが、資格取得に際しご指導・ご協力いただきました皆様方に、心より感謝申し上げます。今後も自己研鑽に努め、業務において成果としてお返しできるよう、より一層邁進してまいります。



7部門の挑戦を経て:補償業務管理士 (補償関連部門) 合格体験記

(株)土木技研

西田 栄和

1. はじめに

補償業務管理士試験は、平成23年に「共通科目試験」に無事合格し、測量士を取得していたこともあり、「土地調査部門」からのチャレンジでした。

このたび、ようやく7部門目となる「補償関連部門」に合格し、合格体験記を執筆するという光栄な機会をいただきました。これまでの経験を踏まえ、試験対策や学習方法についてご紹介します。本稿がこれから受験される皆様に少しでもお役に立てれば幸いです。

2. 資格取得までの道のり

私がこの資格を目指した理由は、補償業務に携わる中で「もっと補償のことを知りたい」と思ったことが、資格取得を目指したきっかけです。この仕事では正確な知識は信頼関係の構築にも直結します。また、資格取得は日々の業務に対する取り組みの証でもあり、自分の専門性を高める一つの目標として取り組みました。

3. 専門研修の取り組み方

筆記試験を受験するためには、まず専門研修を受講しなければなりません。その4日間にわたる研修は非常に範囲が広く、テキストも膨大なため、すべてをカバーするのは現実的ではありません。

研修中は、講師が強調する「ここは大事です」といったポイントを逃さないように集中し、こまめにメモをとるよう心がけました。また、重要箇所をテキスト上でマーキングし、研修が終わった後は、重要な部分を優先して復習し、自分なりに計画を立てて進めました。ときどき眠気との戦いもありましたが、集中する時間帯を決めることで、学習効果を高めることができました。

4. 筆記試験

働きながらの受験となるため、学習時間の確保が大きな課題でした。私は、脳が最も活発に働くといわれる「起床後の3時間」を活用し、休日を中心に集中して学習しました。

試験対策としては、過去問題の繰り返しですが、出題分野ごとに内容を的確に理解するため、設問ごとに「○(妥当)」「×(妥当でない)」「△(判断に迷う)」に分類し、

自分の理解度を可視化しました。

特に「△」と判断した問題については重点的にテキスト等で再確認し、不得意部分を徐々に減らしていくように努めました。このプロセスを繰り返すことで、設問の選択肢を絞り込む力がつき、本番でも冷静に対応できたと感じています。

5. 口述試験

試験当日、予期せぬ新幹線のトラブルに見舞われ、途中下車を余儀なくされる事態に。試験開始時間に間に合うか大変不安でしたが、何とか時間内に会場へ到着できました。

試験では、準備不足を感じた場面もありましたが、正直に答えることを心がけました。試験官からの指摘を通じて、自分の課題を認識する良い機会となりました。この反省を、今後の業務や自己研鑽にしっかりと活かしていきたいと思います。

6. 試験結果

口述試験ではうまく答えられなかった箇所もあり、結果を待つ日々は不安でいっぱいでした。しかし、3月26日に協会のホームページで自分の受験番号を見つけたときは、ほっとした気持ちと、大きな達成感を味わうことができました。この合格は、家族をはじめ、支えてくださった方々のおかげであり、深く感謝しています。

7. おわりに

今回の試験を通じて、「補償業務についてもっと深く理解することが大切なんだ」と改めて感じました。今後は、新しい法改正や技術動向に気を配りながら、関係者と円滑なコミュニケーションを大切に、補償業務全体の質を少しずつ高めていければと考えています。

また、自分の経験を後輩や同僚と共有し、チームみんなで成長していくことも大切にしたいと思います。

最後になりますが、受験を支えてくださった講師の皆様や会社の仲間たちに心から感謝申し上げます。本稿が、これから補償業務管理士を目指す方々の一助となることを願い、合格体験記を締めくくらせていただきます。

東北地方整備局との研修に関する座談会について

令和7年1月28日（火）、パレスへいあんで「東北地方整備局との研修に関する座談会」を、東北地方整備局からは用地部用地調整官の浅利博光様、同じく用地調査官の佐藤義明様、当支部からは田村支部長ほか17名が出席して開催しました。

本座談会は、両組織において相互に職員または会員を講師として派遣し、用地業務に従事する者の資質向上を目的として研修を実施しておりましたが、補償基準の改正等の際に会員の講師が内容を正しく理解し、より効果的なテキストを作成するため、座談会開催のを申し入れを行い、昨年度から開催の運びとなったものです。



小柴研修委員長 挨拶



浅利用地調整官 挨拶

令和6年度 東北地方整備局との研修に関する座談会出席者

【東北地方整備局用地部】 2名

※敬称略

No.	役 職	氏 名
1	用 地 調 整 官	浅 利 博 光
2	用 地 調 整 官	佐 藤 義 明

【日本補償コンサルタント協会東北支部】 18名

No.	役 職	会 員 名	参 加 者
1	支 部 長	(株)田村測量設計事務所	田 村 道 雄
2	研 修 委 員 長	(株)第 一 測 地 補 償	小 柴 建 造
3	研 修 副 委 員 長	(株)エヌティーコンサルタント	田 口 敬 芳
4	研 修 委 員	(株)三和技術コンサルタント	堀 米 新 一
5	研 修 委 員	(株)桑折コンサルタント	岩 渕 浩 一
6	研 修 委 員	(株)東日本エンジニアリング	藤 原 貴美夫
7	研 修 委 員	エ イ ト 技 術 (株)	佐々木 政 明
8	研 修 委 員	(株)東 開 技 術	村 上 太
9	研 修 講 師	(株)桑折コンサルタント	桑 折 秀 彦
10	研 修 講 師	(株)建 設 相 互 測 地 社	川 村 政 廣
11	研 修 講 師	東北エンジニアリング(株)	工 藤 由 次
12	研 修 講 師	(株)桑折コンサルタント	高 橋 伸 忠
13	研 修 講 師	(株)建 設 相 互 測 地 社	野 呂 田 天
14	研 修 講 師	北 光 コ ン サ ル (株)	中 野 守
15	仙 台 工 専 非 常 勤 講 師	みちのくコンサルタント(株)	日 當 孝 浩
16	仙 台 工 専 非 常 勤 講 師	(株)吉 田 測 量 設 計	鈴 木 龍 幸
17	仙 台 工 専 非 常 勤 講 師	(株)秋元技術コンサルタンツ	大 村 次 雄
18	事 務 局	(一社)日本補償コンサルタント協会東北支部	遠 山 典 幸

仙台工科専門学校との意見交換会について

令和7年2月18日（火）、パレスへいあんで仙台工科専門学校との「補償講座」に関する意見交換会を、仙台工科専門学校からは校長の小池廣二様ほか2名、当支部からは田村道雄支部長ほか15名が出席して開催しました。

本意見交換会は、補償コンサルタントとしての優秀な人材の確保に資することを目的として、仙台工科専門学校に「補償講座」を開設しており、当該年度の実施状況について担当講師を交えて意見交換を実施しているものです。



田村支部長 挨拶



小池校長 挨拶



意見交換の様子

出席者名簿

※敬称略

番号	氏名	職名・所属名	備考
1	小池 廣二	仙台工科専門学校校長	
2	鎌田 潤一	仙台工科専門学校 測量学科・環境土木工学科学科長	
3	久道 隆行	仙台工科専門学校 環境土木工学科学科主任	
4	田村 道雄	東北支部 支部長	(株)田村測量設計事務所
5	阿部 忠宏	東北支部 副支部長	(株)東日本エンジニアリング
6	小柴 建造	研修委員長	(株)第一測地補償
7	田口 敬芳	研修副委員長	(株)エヌティーコンサルタント
8	桑折 秀彦	非常勤講師	(株)桑折コンサルタント
9	中野 守	非常勤講師	北光コンサル(株)仙台支店
10	永沼 千秋	非常勤講師	(株)都市技術
11	堀米 新一	非常勤講師	(株)三和技術コンサルタント仙台支店
12	野呂田 天	非常勤講師	(株)建設相互測地社仙台支店
13	佐藤 益博	非常勤講師	(株)都市整備青森営業所
14	高橋 伸忠	非常勤講師	(株)桑折コンサルタント
15	松村 昭吉	非常勤講師	(株)庄内測量設計舎
16	日當 孝浩	非常勤講師	みちのくコンサルタント(株)
17	鈴木 龍幸	非常勤講師	(株)吉田測量設計仙台支店
18	大村 次雄	非常勤講師	(株)秋元技術コンサルタンツ
19	遠山 典幸	事務局 局長	(一社)日本補償コンサルタント協会 東北支部

事業報告

(R7.1～R7.5)

◆ 役員会

令和6年度

第6回 役員会 (R7.3.13 (木))

1 報告事項

- (1) 前回の議事録 (R6.12.23) について
- (2) 本部第5回理事会 (R7.1.22) について
- (3) 本部常任委員会について
 - ① 固定資産総務委員会 (R7.2.13) について
 - ② 補償業務委員会 (R7.2.27) について
 - ③ 企画・広報委員会 (R7.3.3) について
 - ④ 研修委員会 (R7.3.10) について
- (4) 東北地方整備局用地部との研修に関する座談会について
- (5) 仙台工科専門学校との意見交換会について
- (6) 備品の購入について
- (7) 支部報の県立図書館への寄贈について
- (8) 県部会総会の日程について

2 審議・協議（確認）事項

- (1) 新規入会について
- (2) 各委員会令和6年度事業報告・7年度事業計画案について
- (3) 支部令和6年度事業報告・7年度事業計画案について
- (4) 令和6年度支部仮決算について
- (5) 令和7年度支部予算案について
- (6) 令和7年度県部会予算案について
- (7) 令和7年度東北地区用地対策連絡会要望事項案について
- (8) 第49回通常総会次第等について
- (9) 令和7年度研修等実施予定について
- (10) 支部創立50周年に向けた対応について
- (11) 役員退任に伴う対応について

3 その他

- (1) 次回日程について

令和7年度

第1回 役員会 (R7.4.14 (月))

1 報告事項

- (1) 前回の議事録 (R7.3.13) について
- (2) 本部第7回理事会 (R7.3.27) について
 - ① 決議事項
 - ② 協議事項
令和7年度補償コンサルタント業に関する要望 (案) について
協会創立50周年記念事業について
 - ③ 報告事項
会員の状況について
補償業務管理士試験の結果について
研修及び試験事務の合理化・効率化について
職務執行状況について
CPD制度の運用状況について
令和6年度会計事務検査の結果について
- (3) 令和7年度東北地区用地対策連絡会要望事項について
- (4) 第49回通常総会資料について
 - ① 令和6年度事業報告について
 - ② 令和6年度決算報告書について
 - ③ 令和7年度事業計画について
 - ④ 令和7年度予算について

2 審議・協議 (確認) 事項

- (1) 第49回通常総会スケジュール・担当について
- (2) 役員等の選任について

3 その他

- (1) 次回日程について
- (2) 第50回総会の日程について

第2回 役員会 (R7.5.15 (木))

1 報告事項

- (1) 前回 (R7.4.14) の議事録について
- (2) 東北地区用地対策連絡会への要望書の提出について
- (3) 会計処理の誤りについて
- (4) 支部報の寄贈について
- (5) 2025年「春の褒章」について
- (6) 第49回通常総会について
 - ① スケジュールについて
 - ② 担当について

- ③ 開催案内及び出欠状況について

2 審議・協議（確認）事項

- (1) 役員等の選任について

3 その他

- (1) 次回日程について

◆ 委員会

● 総務委員会

令和7年度

第1回総務委員会（R7.4.8（火））

1 報告事項

- (1) 前回（R7.2.26）の議事録について
- (2) 本部第3回総務委員会（R7.3.17）の議事概要について
- (3) 支部令和7年度予算について
- (4) 令和7年度総務委員会事業計画について

2 審議・協議事項

- (1) 令和7年度東北地区用地対策連絡会要望事項について
- (2) 支部令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画について
- (3) 支部令和6年度決算及び監事の会計監査について
- (4) 第49回通常総会次第等について

3 その他

- (1) 支部親睦会について
- (2) 次回日程について

● 企画・広報委員会

令和6年度

第2回企画・広報委員会（R7.2.13（木））

1 報告事項

- (1) 前回（R6.7.17）の議事録について
- (2) 本部第2回委員会の報告事項について
- (3) 本部報及び支部報の掲載順等について
 - ① 本部報の掲載順
 - ② 支部報の掲載順及びQRコードの標記
 - ③ 周年記念誌の見積について
- (4) 支部報の宮城県立図書館への寄贈について
- (5) 支部創立50周年に向けた対応について

- (6) 本部意見照会の取りまとめについて
- (7) 学校への啓蒙活動について

2 審議・協議事項

- (1) 令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画について

3 その他

- (1) 次回予定について

● 研修委員会

令和6年度

第2回研修委員会 (R7.1.28 (火))

1 報告事項

- (1) 前回 (R6.6.27) の議事録について
- (2) 本部第2回研修委員会について
- (3) 支部研修結果について
 - ① 用地補償業務発表会について
 - ② 中級研修について
 - ③ 総合補償実務研修について
 - ④ コンプライアンス研修会について
 - ⑤ 専門研修について
 - ⑥ 用対連補償事例発表会について
 - ⑦ 用地補償業務基礎研修Ⅱ期について
- (4) 受注業務等アンケート調査結果について
- (5) 令和7年度の支部研修会場等について
- (6) 仙台工科専門学校の補償講座について
- (7) 東北地方整備局用地部との座談会について

2 審議・協議事項

- (1) 令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画について
- (2) 令和7年度研修等実施予定について
- (3) 本部照会事項について

3 その他

- (1) 次回予定について

● 補償業務委員会

令和6年度

第2回補償業務委員会 (R7.2.4 (火))

用地補償業務における DXに関するアンケート調査の結果

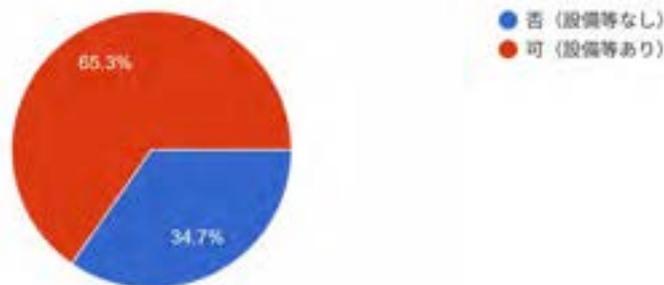
用地DX部会

本年1月27日に支部長名で支部会員あて照会しました、標記のアンケート結果について取りまとめましたので、概要を報告いたします。

照会時点での支部会員数は135者で、期限までに回答頂いた会員数は、75者となりました(回答率約55.5%)。

【照会事項】

1. オルソ画像による成果のとりまとめの可否について、以下の選択肢から回答ください
75件の回答



以上から、対応可能な機材を有している者が、49者あることが判明しました。
しかしながら、そのうちの半数弱の者が以下のとおり実績のない状況となっております。

上記1で可と回答した場合で用地調査等業務において実績について、以下の選択肢から回答ください
49件の回答



令和7年度 県部会事務局会議報告

令和7年度県部会事務局会を、去る5月16日（金）10時00分から、仙台市の「パレスへいあん」にて開催しました。



日 時：令和7年5月16日（金）10：00～12：00

会 場：パレスへいあん6階 日の季

1 開 会

2 議 題

- (1) 本部理事会資料について
- (2) 広報誌原稿の分担等について
- (3) 支部令和7年度研修計画について
- (4) 補償業務発表会の発表者について
- (5) 補償金算定標準書の改訂事項に伴う説明会等について
- (6) その他

3 その他

- (1) 令和8年度 県部会事務局会議の日程について

県部会事務局所在地等

県部会名	住 所	連 絡 先	県 部 会 長 名	
			氏 名	会 社
青森県部会	〒030-0822 青森市中央1-1-8	017-777-6799	山内 一晃	エイコウコンサルタンツ(株)
		017-777-2598		
岩手県部会	〒023-0025 奥州市水沢字高網33 (株)東開技術内	0197-24-1311	鈴木 誠弥	(株)東開技術
		0197-22-2509		
秋田県部会	〒013-0046 横手市神明町9-20 (株)遠藤建築設計事務所内	0182-32-8864	伊藤 高広	(株)第一補償コンサルタント
		0182-32-8862		
山形県部会	〒990-0024 山形市あさひ町25-17 Office ZAO 2F東	023-631-4433	田村 道雄	(株)田村測量設計事務所
		023-631-4434		
宮城県部会	〒982-0023 仙台市太白区鹿野2-10-14 (株)秋元技術コンサルタンツ内	022-248-5231	秋元 俊通	(株)秋元技術コンサルタンツ
		022-246-3160		
福島県部会	〒960-8066 福島市矢剣町18-26 (株)東北補償コンサルタント内	024-525-2733	阿部 忠宏	(株)東日本エンジニアリング
		024-531-5058		

(注) 連絡先上段は電話番号、下段はFAX番号です。

お 知 ら せ

補償コンサルタント請負業務における成果品については、従来から会員各位がそれぞれ独自の製本材料を使用して成果品を作成し、納入して来ておりますが、作業の能率化と経費節減のため、製本材料の規格の統一化を計り、平成2年4月から実施しているところです。また、成果品の収納箱



には当協会東北支部名の入ったシール（写真）を貼付することとなっております。

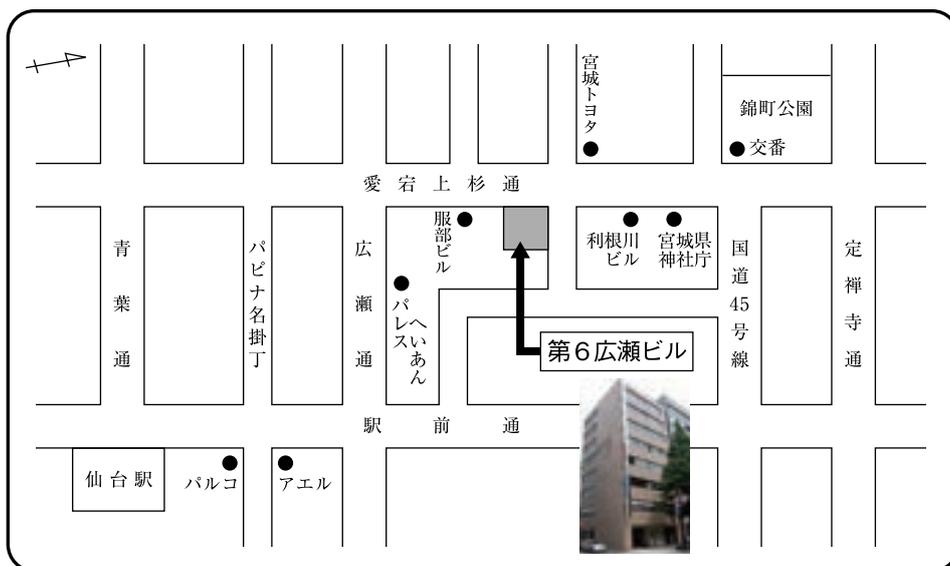
シールは10枚1シートとして消費税込みで220円で償頒布しております。

ご希望の方は、事務局までお申し込み下さい。

<事務局所在地案内図>

郵便番号 980-0014

仙台市青葉区本町1丁目3番9号 第6広瀬ビル7F



お近くにおいでの際は、お立ち寄り下さい。

＝ 編 集 後 記 ＝

青々とした紫陽花が咲き誇る季節となり、梅雨の終わりと共に薄っすらと夏の足音が聞こえてくる頃となりました。梅雨は雨が多く、気持ちが沈みがちで暗いイメージがありますが、同時に自然の緑が一層色鮮やかさを増す明るい季節でもあります。

私の地元には、四季折々の花を浮かべた花手水が楽しめる神社（荘内神社）があるのですが、特に紫陽花の季節になると、境内の紫陽花を使った花手水が登場し、色鮮やかな光景が広がります。機会がありましたら是非訪れてみてください。

さて、そういった明るい兆しの中で、ウクライナとロシアの戦争が続く影響が、世界情勢に深刻な影を落としています。停戦や和平のための動きが見えつつある一方で、地域の緊張が続いている現状には、国際社会も強い関心を寄せています。国際社会で緊張状態が続く中、日本含め各国がどのように対応していくのか、目が離せません。

また、アメリカのトランプ米大統領が導入した“薬”と称する関税政策についても注目が集まっていますね。この政策は特に輸入品に大きな影響を及ぼし、世界経済に波紋を広げています。貿易に関する議論は私たちの日常生活にも大きく関わってきますので、関連情報をしっかりと追っておきたいところです。

暗い出来事がある一方で、日本では大阪・関西万博が開催され、未来への期待が膨らみます。「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマを掲げ、さまざまな国や文化が集まるこの機会は、私たちに多様性を学び、共有する場を提供してくれます。この万博は“未来に向けた希望を育む力の象徴”ですから、世代問わず多くの人々がこの機会を通じて新たな挑戦やインスピレーションを得られることを願っています。

季節の移ろいを感じつつ、世界情勢に目を配り、未来へ目を向けることの大切さを再認識する日々です。そして会員の皆さまと共に、これからの時代に適応していければと願っています。

最後に本刊発行につきまして、ご協力を賜りました皆様方に対しまして、厚くお礼申し上げます。どうぞ引き続きご支援のほどよろしく願いいたします。

企画・広報委員 T.T

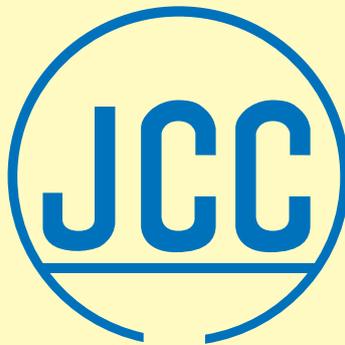
[企画・広報委員]

◎山内 一晃 ○高橋 淳市 土門 高大

柏木 亮 富樫 朋子 安藤 和幸

(事務局：遠山 典幸・重田 久美)

◎委員長 ○副委員長



東北支部報／第80号

発行／令和7年6月

発行所

一般社団法人

日本補償コンサルタント協会東北支部

〒980-0014 仙台市青葉区本町1丁目3-9
第六広瀬ビル7階

電話(022)261-1935

FAX(022)261-4558